

食品衛生基準科学研究費補助金等の直接経費からの研究以外の業務
の代行に係る経費の支出（バイアウト制度）について

令和6年4月16日
総務課長決定

1. 概要

優れた研究成果の創出に当たっては、研究者が研究に専念できる研究環境が不可欠であるが、大学等研究者の研究に充てる時間割合は減少傾向にあり、研究に従事できる時間を確保する必要があるとされているところである。

研究課題に専念できる時間の拡充を可能とすることで、当該研究課題を一層進展させることを図るため、食品衛生基準科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）の直接経費の用途を拡大し、研究代表者本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務（講義等の教育活動等やそれに付随する事務等。）の代行に係る経費の支出を可能とする制度（以下「バイアウト制度」という。）を導入することとする。

2. 対象の補助金及び研究課題

令和6年度以降に新規採択された補助金による研究課題

（なお、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）に基づく食品の安全確保推進研究事業及びその推進事業のうち、食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱（令和6年消費者庁長官決定）に基づく食品衛生基準科学補助金事業に相当するものにおいて、令和4年度以降に新規採択された研究課題も対象とする。）

3. 支出可能となる経費

研究課題に専念できる時間を拡充するために、研究代表者本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）とする。また、研究機関においては、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

研究代表者は所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上することができる。

なお、バイアウト経費の上限は、直接経費1,500万円以下の研究課題においては直接経費の20%、直接経費1,500万円を超える研究課題においては300万円とする。

（1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）

また、研究代表者は研究機関との合意内容に係る書類（任意様式）を研究計画書に添えな

なければならない。

4. 審査等

消費者庁は、課題の採択に当たって、研究費にバイアウト経費が計上されていることのみをもって採択に影響を及ぼすことのないよう、各事業の審査基準にのっとり適切に審査を行う。

5. 所属研究機関において実施すべき事項等

(1) バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を準備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育研究活動等及びそれに付随する事務等の業務に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ・ 講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行できる業務の範囲
- ・ 年間に代行できる上限等
- ・ 代行にかかる経費（料金）や算定基準
- ・ その他、代行のために必要な事務手続等

(2) 研究代表者との合意

研究機関は、研究代表者が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みにのっとり当該研究代表者との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

(3) 経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

また、消費者庁は、研究機関で構築した仕組みの運用状況に疑義が生じた場合に、運用状況の報告を求めることができるとともに、本通知の内容に反していることが確認された場合には、研究機関に対して、運用方法の是正を求めることやバイアウトに関する経費の返還等、必要な措置を講ずることとする。